宮崎県総合博物館
常設展示室装置・機器等点検整備業務委託仕様書

１　業務の名称

宮崎県総合博物館常設展示室装置・機器等点検整備業務

２　委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３　実施期間

令和９年１月２６日（火）～２月２日（火）のうちの２日間

※上記期間は展示メンテナンスのための休館期間である。

※予備日を１日設けること。

４　業務内容

別紙の点検整備項目表に基づき展示シナリオとの整合性を保つように留意しながら、以下の点検整備業務を実施する。業務終了後、点検整備項目ごとに結果報告書を作成し速やかに提出すること。

なお、委託業務の実施に当たっては、装置・機器等について専門的な知識、技術を有する技術者が行うものとする。

（１）装置・メカ機器の保守業務

異常箇所の発見及び不良の予防に努めながら、各装置の動作確認、システム全体の点検整備、装置・メカ機器の調整及び補修等を行う。

なお、当館展示に関する情報機器・映像機器は市販品以外に特注により製作した機器（制御装置等）があるため、それらのメンテナンスに関して不明な点は、当館担当者と協議の上対応する他、必要に応じてその機器を製作した業者又は、整備についての知識・技能を有する業者等より情報を得て対応すること。

（２）ジオラマ・模型・造形の整備業務

表面及び内部の清掃及び損傷等の確認並びに補修等を行う。また、演出プログラムを構築しているものについては、その動作確認を行い不良の予防に努める。液浸標本についてはホルマリン又はアルコールの補充、空気抜き等を行う。

なお、補修については、予め指定した箇所及び点検整備時に発見した不具合箇所について実施するものとし、補修に伴う一品２０，０００円未満の消耗部品については、受託者が負担するものとする。

（３）その他留意事項

ア　委託業務の実施に当たっては、作業実施の１０日前までに作業工程表及び連絡体制図を提出すること。

イ　点検整備作業の結果、現場での補修が難しいもの、交換等に日数を要するものについては、契約期間内に処理するものとする。

ウ　この仕様書に明記していない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。